



●トピックス(1~2) ●トラブル事例(3) ●お知らせ(4)

ぽくは「sapo之助」、消費者をサポートする(助ける)長崎県消費生活センターのマスコットでござる。



はじめよう!! エシカル消費

「エシカル(倫理的)消費」とは、地域の活性化や雇用などを含む、人や社会、地域、環境に配慮したモノやサービスを選んで消費することをいいます。私たちがモノやサービスを選ぶとき、「人を傷つけていないかな」「地球環境に優しいかな」などを考えれば、それはすべて「エシカル消費」につながります。

私たち一人ひとりが、今世界で起こっている「貧困」「人権侵害」「気候変動」など様々な社会的な課題に気づき、日々の買物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみるのが、エシカル消費の第一歩です。

人や社会への配慮

私たちの身の周りにある食品や製品には、原材料が作られ、加工され、私たちの手元に届くまでにたくさんの人が関わっています。原材料の多くを生産する発展途上国には、安い賃金で働いて十分に生活することができず、貧困に苦しむ人たちがいます。その中には、労働者として働き、学校に通えない子どもが多くいるのも事実です。人・社会に配慮された商品を見つけて、選んで購入することで、より多くの人々が持続可能な生活を送れるようになります。

何をすればいいの?

- ・フェアトレード(公正な貿易)認証商品の購入
- ・売上金の一部が寄付につながる商品の購入
- ・障がい者支援につながる商品を選択する など



地域への配慮

遠方で生産・製造された食材や商品がインターネットを通じて、いつでもどこでも好きなだけ購入できるネットワークが私たちの生活の中に浸透しています。「簡単」、「便利」に購入できることは魅力的ですが、「地域の振興」も買物では大事な視点の一つです。地元の食材を「選ぶ」ことや地元のお店で商品を「買う」ことは、地元を「応援する」ことにつながります。

何をすればいいの?

- ・地産地消
- ・被災地で作られたものを購入することで被災地を応援する
- ・伝統工芸品を購入する など



環境への配慮

大量生産・大量消費・大量廃棄の暮らしによって、地球温暖化や海洋汚染などが発生し、生態系が破壊され、エネルギー資源が減少し、異常気象による農作物への被害などが深刻化しています。

地球環境の現状や問題を「自分には関係ない遠い話」と見過ごすのではなく、より良い未来に向かって、一步を踏み出しましょう。

何をすればいいの？

- ・エコ商品を選ぶ
- ・お買物のときにレジ袋の代わりにマイバッグを
- ・資源保護の認証がある商品やCO₂（二酸化炭素）削減の工夫をしている商品を購入する
- ・マイボトルを利用する
- ・食品ロスを減らす
- ・地域のルールに沿ったゴミの分別を徹底するなど



みんなで支え合う社会へ

エシカル消費は私たち一人ひとりが、思いやりを持った消費行動を心掛けて、商品が届くまでの背景や廃棄された後の影響を考え、そこにある課題を知り、その解決につながるようなモノやサービスを利用することによって、持続可能な社会を次の世代へつないでいくことができるのです。

さらに、2015年に国連で採択された、持続可能な開発目標（SDGs）には、世界的規模で達成すべき17の目標が掲げられていますが、12番目の目標「つくる責任、つかう責任」を実現するため、エシカル消費への取り組みは欠くことのできないものです。

消費と社会のつながりを「自分ごと」として捉え、世界の未来を変えるために、今から、そしてできることから始めましょう。

未来を創っていくのは私たち消費者です!!

何をすればいいの？

- ・買いだめ、買占めをしない
- ・必要なものを必要な分だけ購入する
- ・今のことだけを考えず、未来への影響を考える
- ・海外で問題となっている社会的課題に目を向ける
- ・自分のことだけを考えず、相手のことを考えて行動する など

12 つくる責任
つかう責任



新型コロナに便乗した詐欺にご注意!!



相談事例

①2日前、スマートフォンに国の機関を名乗り、「新型コロナウイルスに伴う2回目の給付金10万円を支給する。申請はコチラ…」と、URLが張り付いたメールが届いた。(30代、男性)
②昨日、自宅に「新型コロナのワクチン接種が始まる。費用は国との折半になる。事前に負担金を支払ってもらえば、優先的に接種できる」との電話があった。(70代、女性)



アドバイス

いずれも新型コロナに便乗した詐欺と思われるケースです。
①は、公的機関などをかたり、個人情報や口座情報などをだまし取ろうとする手口。行政機関の職員、行政から委託された業者などを名乗る電話や訪問、心当たりのない送信元からのメールなど、不審なものは相手にしないようにしましょう。怪しい電話はすぐに切り、メールは無視し、絶対に口座情報や暗証番号など個人情報を教えてはいけません。
②は、コロナワクチン接種のために必要としたり、金銭や個人情報をだましとろうとする手口。ほかにも「コロナワクチンが接種できる。後日全額返金するので、お金を振り込むように」と保健所を名乗る電話や「ワクチン接種が無料で受けられる」と個人情報を聞き出す不審な電話がかかってきています。行政機関などが、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話やメールで求めることはありません。ワクチン接種を受ける際の費用は無料です。事例のような電話がかかってきたら、話をせずに電話を切ってください。電話やメールでお金のお話が出たら詐欺を疑い、すぐに警察や消費生活センターに連絡しましょう。

賃貸アパートの保証契約～昨年法改正で上限額導入～



相談事例

1週間前、おいから「アパートを借りるので保証人になってほしい」と頼まれた。保証人の欄には「極度額(債務の弁済上限額)200万円」と書かれている。どのような契約なのか。(60代、男性)



アドバイス

保証契約とは、借金の返済や代金の支払いなど債務を背負っている人(主債務者)が、その債務の支払いをしない場合に、その人に代わって支払うことを約束することです。賃貸アパートの保証人はほとんどが「根保証契約」です。「保証人になる時点から、その債務者と債権者との間の取引で、将来にわたって発生するさまざまな債務を全て保証する」という契約です。これは保証対象となる債務(家賃滞納額、原状回復費用等)が契約時点では特定されておらず保証責任がどの程度大きくなるのか予測するのが難しくなるからです。

このため、2020年4月の改正民法で、個人が根保証契約を結ぶ場合は極度額を事前に合意し、書面または電磁的記録で行うことが必要になりました。保証する極度額の定めがないときは保証契約は成立せず、無効となります(施行前の契約は有効)。

賃貸借に限らず、保証人になる際は契約の種類と内容をチェックすることが大切です。単なる保証契約や根保証契約のほかに「連帯保証契約」というものもあります。保証契約の一種ですが、主債務者に財産があるかどうか、催告をしたかにかかわらず、連帯保証人に返済を求められることもできます。契約書面を十分に確認し、極度額の有無についても確かめましょう。

「消費生活相談員」の資格取得に挑戦してみませんか

消費生活相談員資格試験は、年齢、性別、学歴、実務経験等を問わず、どなたでも受験できます。

問合せ先	独立行政法人国民生活センター資格制度室 電話：03-3443-7855 (試験の詳細) http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html
	一般財団法人日本産業協会 電話：03-3256-7731 (試験の詳細) http://www.nissankyo.or.jp/adviser/siken/about-test.html#sec2

消費生活相談員資格取得支援講座のご案内

消費生活相談員資格取得を目指している方を支援するための講座を開催します。受講料は無料です。

日 時	内 容
7月17日(土) 10:00~17:00	消費者行政、特定商取引法、過去問からみる必要な法律知識
7月18日(日) 10:00~17:00	民法・消費者契約法、割賦販売法、小論文の書き方

申込期限 令和3年7月9日(金)

※小論文添削希望者は7月2日(金)までに提出(受講者負担金(添削料)が別途必要となります。詳しくは下記まで。) 葉書又はファクス(095-823-1477)で、「資格取得支援講座受講希望」と記載し、住所、氏名、電話番号を添えて長崎県消費生活センターまでお申込ください。

詳しくは、長崎県消費生活センター 電話：095-895-2320まで

消費生活支援講座(講師派遣)のご案内

長崎県消費生活センターでは自立する消費者としての意識を高め、被害を未然に防止するため、各種講座に講師を派遣します。講師派遣に要する経費は無料です。

講座名	対 象	テ ー マ
高齢者見守り講座	民生委員、在宅福祉に従事する方 (高齢者を支援する団体等が主催する講座)	・高齢者を狙う悪質商法の実態と対策
消費生活支援「シニア講座」	主に高齢者 (自治会、高齢者団体等が主催する講座)	・悪質商法に騙されない
消費生活支援「ヤング講座」	高校生・大学生など社会人となる前の方 (高等学校、大学、PTA等が主催する講座)	・賢い消費者となるために
消費者講座「くらしの安全」	一般消費者 (市町、各種団体等が主催する講座)	・知っておきたい! 食べ物の知識 ・新しい洗濯表示と衣類のトラブル
消費生活学習会	一般消費者 (市町、各種団体等が主催する講座)	・消費生活に関して希望されるテーマ
P T A 等 研 修 会	PTA等が主催する講演会・研修会	・親子で考える消費者問題など
金融経済学習会	小学生から一般消費者 (団体、グループが主催する講座)	・暮らしに身近な金融に関すること (長崎県金融広報委員会講座)

問合せ 長崎県消費生活センター Tel: 095-895-2320

申込み ホームページ (<https://www.nagasaki-shouhi.jp/>) 「ながさき消費生活館」からも申し込みできます。

この情報は、県消費生活センターの
ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.nagasaki-shouhi.jp/>

ながさき消費生活館 検索

計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3

TEL.095-844-9892 FAX.095-844-8844

編集/発行

長崎県消費生活センター

(長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課)

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL.095-824-0999 FAX.095-823-1477

消費生活の相談は



消費者ホットライン

局番なし ☎188

最寄りの相談窓口につながります